

文化交流ゾーンを構成する県立文化施設指定管理者審査基準

1 事業計画の内容が、県民の平等な利用を確保することができるものであること

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | |
|----------------|---|----|----|
| ①管理運営の総合的な基本方針 | 管理運営の基本方針が県の基本方針と合致しているか | 10 | 40 |
| | 施設の特性や業務内容を理解しているか | 10 | |
| | 社会的弱者への配慮等、利用者の公平、公正な利用について考慮しているか | 10 | |
| | 集積の利点を生かした連携取組について理解・協力が得られるか | 10 | |
| ②成果目標と自己評価 | 施設運営の成果目標が適切に設定されているか | 10 | 20 |
| | 自己評価の体制及び基準は確立されているか | 10 | |
| ③企業（団体）の社会的責任 | 企業（団体）倫理、コンプライアンス（法令遵守）、環境管理（グリーン購入や省エネ等環境負荷軽減に関する取組）への対応は適切か | 10 | 10 |
| 小 計 | | 70 | |

2 事業計画の内容が、施設等の適切な維持管理を図ることができるものであること

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | |
|----------------------------------|--|-----|----|
| ①維持管理業務全般の基本的な考え方及び管理の方法 | 維持管理事業は管理基準を達成し、現在の維持管理レベルを保つものであるか | 20 | 40 |
| | 施設の維持管理に係る効率的で安定的な取組は提案されているか | 20 | |
| ②利用者の安全確保策、事故防止策、危険箇所等の早期発見やその措置 | 利用者の安全確保、事故防止策は具体的で効果的なものか | 10 | 20 |
| | 危険箇所・破損箇所・不良箇所の発見やその措置は適切な提案がなされているか | 10 | |
| ③緊急時・事故発生時の対応等危機管理 | 緊急時・事故発生時における危機管理対応は適切な提案がなされているか | 10 | 20 |
| | 緊急事態を想定した研修や訓練等の対策は適切に提案されているか | 10 | |
| ④個人情報保護、情報公開 | 個人情報保護、情報公開を積極的に行う体制がとられているか、職員への教育、研修方法は適切な提案がなされているか | 10 | 10 |
| ⑤県が推進する施策に準拠する管理運営 | 人権尊重、男女共同参画、ユニバーサルデザイン、次世代育成等の県の施策に配慮した提案となっているか | 10 | 10 |
| 小 計 | | 100 | |

3 事業計画の内容が、施設の効用を最大限発揮できるものであり、県民サービスの向上を図ることができるものであること

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | |
|-------------------------------|---|-----|----|
| ①文化交流ゾーンにかかる広報等の事業 | 業務基準を達成し、文化交流ゾーン全体の魅力を効果的にPRできる内容となっているか | 20 | 40 |
| | 利用者の増加のための具体的な工夫がなされるなど、文化交流ゾーン構成施設の利用を促進するための提案となっているか | 20 | |
| ②文化会館事業 | 業務基準を達成し、県民が多様な文化芸術に触れる内容となっているか | 30 | 60 |
| | 将来の文化を担う人材育成や多様な主体との連携した事業となっているか | 30 | |
| ③生涯学習センター事業 | 業務基準を達成し、多彩な学習機会を提供する提案となっているか | 20 | 40 |
| | 中間支援組織として多様な主体をつなぐ役割を認識した提案となっているか | 20 | |
| ④男女共同参画センター事業 | 業務基準を達成し、男女共同参画の気運の醸成を図る提案となっているか | 20 | 40 |
| | 県民参画や地域の関係団体等との連携した事業提案となっているか | 20 | |
| ⑤センターPR事業、センターの利用増対策、施設稼働率向上策 | 業務基準を達成し、センターの魅力を効果的にPRできる内容となっているか | 10 | 20 |
| | 利用者の増加や施設の稼働率を高めるための具体的な工夫がなされるなど、施設の利用を促進するための提案となっているか | 10 | |
| ⑥貸館業務の手続き | 貸館事業は利用者の申込みから許可までの一連の手続きがシステム化され、利用者の利便性向上が図られているか | 10 | 10 |
| ⑦利用者の意見・要望の把握、管理運営への反映 | 利用者の意見・要望・苦情の把握及びその後の管理運営への反映などサービス向上のための積極的な姿勢が見られるか | 10 | 10 |
| ⑧利用料金の設定や料金の収受方法、減免等 | 利用料金の考え方、料金収受の方法が示されているか、また、サービス向上や利用者の増加に繋がる料金設定がなされているか | 10 | 10 |
| ⑨施設の利用時間・休館日 | 施設の利用時間、休館日の設定等は利用者の利便性を考慮したものであるか | 10 | 10 |
| ⑩飲食サービス・物販サービス等 | 飲食サービス、物販サービスなどは、利用者のニーズや利便性を考慮したものにしているか | 10 | 10 |
| ⑪来館者及び県民サービス向上につながる独自の提案 | 施設の機能を十分に活用し、来館者及び県民サービス向上につながるような独自の提案がなされているか | 20 | 20 |
| 小 計 | | 270 | |

4 事業計画の内容が、施設等の管理に係る経費の節減し、管理の効率化を図るものであること

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | |
|----------------|----------------------------------|----|----|
| ①収支計画の積算の考え方 | 収入・支出の積算と提案事業内容との整合性が図られているか | 10 | 20 |
| | 提案された事業が十分実施できる収支計画となっているか | 10 | |
| ②コスト削減の考え方 | 県費負担軽減につながっているか | 20 | 40 |
| | 実効性がありかつ創意工夫がある経費の効率化方策が提案されているか | 20 | |
| ③収入確保に関する独自の提案 | 新たな収入確保につながるような独自の提案がなされているか | 10 | 10 |
| 小 計 | | 70 | |

5 指定を受けようとするものが、事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有していること

| 審査項目 | 審査基準 | 配点 | |
|--------------------------|--|----|----|
| ①組織及び人員の確保、職員の雇用形態等 | 事業計画書に沿った管理運営を行える人員の確保、組織体制及び責任体制が適切なものとなっているか | 20 | 20 |
| ②業務内容に応じた職員の配置、勤務ローテーション | 提案事業の内容が実行できる人材（専門性等）が確保され、かつ適切な人員配置、勤務体制となっているか | 20 | 20 |
| ③職員の人材育成の基本的な考え方、職員研修計画等 | 人材育成方針、研修体制が効果的かつ適切なものとなっているか | 20 | 20 |
| ④持続的・安定的に運営できる財政的基盤 | 施設を継続的・安定的に運営できる能力があるか、又は施設経営の実績があるか | 30 | 30 |
| 小 計 | | 90 | |

| | | | |
|-----|--|-----|--|
| 合 計 | | 600 | |
|-----|--|-----|--|